

第 28 回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 平和の都ひろしま

観光オプション(宮島) 申込みのご案内

この度は、「2024 年度 第 28 回全国中途失聴者・難聴者福祉大会」の開催にあたり、各地から大会にご参加の皆様方に、観光オプション手配を近畿日本ツーリスト(株)広島支店が担当させていただくことになりました。受け入れ態勢には万全を期し、皆様にご満足いただけるようお手伝いさせていただきます。

つきましては、下記のお申込み要項をご覧ください、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

近畿日本ツーリスト株式会社
広 島 支 店

1. 観光オプションのご案内

1. 観光オプション

● 1 泊観光ツアー（宮島観光案内）について（近畿日本ツーリスト(株)広島支店が旅行企画実施する募集型企画旅行）

出発日：2024 年 11 月 24 日（日）2 日間 ※大会終了後の実施となります。

旅行代金：

- ①コース宮島 2 時間：大人お一人様 22,800 円（税込） 子供（小学生）同額（幼児は受付いたしません）
- ②コース宮島 3 時間：大人お一人様 23,800 円（税込） 子供（小学生）同額（幼児は受付いたしません）
- ③コース宮島おさんぽ：大人お一人様 19,800 円（税込） 子供（小学生）同額（幼児は受付いたしません）
- ④コース宮島歩いて登山：大人お一人様 24,800 円（税込） 子供（小学生）同額（幼児は受付いたしません）

最少催行人員：・コース①および②は 7 名、コース③は 1 名、コース④は 5 名

添乗員：一部同行します・各コース共通の 2 日目ホテルから宮島口桟橋および宮島桟橋から JR 宮島駅は添乗員が同行します。宮島内の行程中は同行しません。

・宮島桟橋からの団体行動中は、要約筆記者とボランティアガイドがご案内します。宮島内自由行動中は、ご案内しません。

雨天の場合：・コース④は、雨天の場合中止となります。

【食事回数】・・・夕食 1 回、朝食 1 回、昼食なし

旅行代金に含まれるもの：行程に明示した入場料・夕朝食代(夕食時飲み放題付)・宿泊代・ガイド・要約筆記・添乗員費用・および諸経費

旅行代金に含まれないもの：行程に含まれない交通費等の諸経費および個人的費用、相部屋は受付しておりません

☆利用ホテル 宮島コーラルホテル バス・トイレ付洋室ツイン（定員 2 名）・洋室シングル（定員 1 名）

※お部屋タイプは、お選びできません。

行 程	
11月24日(日) コース①②③④ JMSアステールプラザを15時30分発の無料バスをご利用ください。ホテル16時10分着予定 宮島コーラルホテル（泊）※夕食（飲み物付き） ※チェックインしてください。添乗員がお手伝いたします。	
11月25日(月) コース①②③	
連絡船	
ホテル	宮島口桟橋 ～ ～ 宮島桟橋
8:00	8:40 8:50
チェックアウト後、徒歩にて	
連絡船	
・・・宮島内自由散策（昼食各自）・・・宮島桟橋 ～ ～ 宮島口桟橋・・・	
14:55 15:05	
・・・宮島コーラルホテル・・・JR宮島口駅	
15:30	
◎＝入場観光 ○＝下車観光 ・・・徒歩 ～～～船	

コース①②③の宮島到着後の行程

行 程	
11月25日(月) コース① 宮島栈橋・・・（○尼の川・○五重塔・○千畳閣・○大鳥居・◎厳島神社・○大願寺）・・・ 9:00 11:00	
11月25日(月) コース② 宮島栈橋・・・（○御笠浜・◎厳島神社・○大願寺・◎宝物館・○大聖院・○五重塔 ○千畳敷）・・・ 9:00 12:00	
11月25日(月) コース③ 宮島栈橋・・・宮島内自由散策（昼食各自）・・・ 9:00 14:45 ※宮島内自由行動のため、ガイド・要約筆記者はご案内しません。	
◎＝入場観光 ○＝下車観光 ・・・徒歩 ・・・船	

※宮島栈橋～大願寺までは要約筆記者とボランティアガイドが案内いたします。自由散策時には対応しません。

コース④の 11 月 25 日(月)の行程

行 程	
11月25日(月) 連絡船 ホテル・・・・・・宮島口栈橋～～～宮島栈橋・・・・・・ 7:20 7:40 7:50 8:00 チェックアウト後、徒歩にて ・・・・○奥紅葉谷橋・・・・登山道入口・・・・紅葉谷分岐点・・・・○弥山本堂・霊火堂・・・・ ・・・・○弥山山頂・・・・宮島内自由散策（昼食各自）・・・・宮島栈橋～～～宮島口栈橋・・・・ 14:55 15:05 ・・・・宮島コーラルホテル・・・・JR宮島口駅 15:30	
◎＝入場観光 ○＝下車観光 ・・・徒歩 ・・・船	

※宮島栈橋～弥山山頂までは要約筆記者とボランティアガイドが案内いたします。自由散策時には対応しません。

2. お申込み方法・回答とお支払い方法

1. お申込み方法とお支払いのご案内

- ① お申込締切: **2024年10月4日(金) 17時**必着でお願いいたします。
- ② お申込みは、別紙お申込書にご記入の上 **FAX (082-221-7039)** にてお申し込みください。
- ③ お申込後の人数等の変更は、申込時 FAXされた申込書に、変更点が分かるように上書きをし、必ず FAXで再送をお願いいたします。
- ④ 請求書は 10月18日(金) までに郵送にてお送りいたします。
- ⑤ 旅行代金は、10月31日(木) までに指定口座にお振込みください。
※振込手数料は、お客様のご負担をお願い申し上げます。
- ⑥ 旅行オプション参加券につきましては、11月13日(水) までに郵送にてお送りいたします。合わせて『領収証作成依頼書』もお送りいたします。必要事項をご記入のうえ、事前に弊社へ FAXでお送りください。領収証は、大会期間中の11月23日(土) 12:30~17:00・24日(日) 9:00~15:00 に、JMS アステールプラザ内の「近畿日本ツーリスト(株)」のデスクを開設しますので、そこでお渡しいたします。

2. お振込先

銀行名: 三菱UFJ銀行 支店名: ききょう支店 口座番号: (普通) 1786259
口座名: 近畿日本ツーリスト株式会社 (ｷﾝｷﾆｯﾎﾟﾝﾂｰﾘｽﾄ ｶﾌﾞｼﾞｶｲｼﾔ)



3. 変更・取消料について

お客様のご都合により変更・取消される場合は、旅行代金に下記の取消料を申し受けます。ご返金がある場合は大会終了後に振込精算させていただきます。

※お電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりお受けできかねますので、必ず FAXでお願い致します。Web 申込の場合は Web サイトから取消の手続きをお願いします。期限は 11月1日(金) までとなります。(営業時間外の申出は翌営業日の取り扱いとなります。)

観光オプション取消料

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって			旅行 開始日の 前日	旅行開始日の 当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	21日目まで	20日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで			
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

4. 旅行企画・実施・お申込み・お問合せ

近畿日本ツーリスト株式会社 広島支店 〒730-0032 広島県広島市中区立町 1-24 有信ビル 7F

メール: hiroshima2024@or.knt.co.jp TEL: 082-221-6112 / FAX: 082-221-7039

観光庁長官登録旅行業第 2053号  一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 沖田敏孝



旅行業公正取引
協議会 会員



営業時間: 10:00 ~ 17:00 (月~金/土日祝日休業) 担当者: 有吉・山田・金子

※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご連絡なく

上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件算出基準日: 2024年8月29日

登録番号: #6044-24-09-0014

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。
- ＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェーティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェーティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の期にお客さまから「ウェーティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェーティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (6) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (7) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (8) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①入部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とされないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個又は一對についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場面に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後、一、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交賃

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報取扱いについて

- ※EUI在住の方はお問い合わせください。
- イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- また、旅行先のお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。
- お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報も、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販促促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
- 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- 二. 上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。